

# NEWS LETTER

2012年2月号 (No.162)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F

落合会計事務所


TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529

http://www.ochiaikaikei.com/

## いよいよ確定申告スタート、今年のポイント

所得税の確定申告の季節となりました。  
※2月19日、2月26日の日曜日には、

「ベルサーユ渋谷ファースト」他にて、確定申告の受付を行います。

区分	項目	内容
確定申告が必要 	給与収入が多額など	①年収2,000万円以上の場合 ②2か所以上から給料をもらっている場合、確定申告が必要です。
	不動産収入	不動産貸付の収入がある場合(オーナー会社への貸付も対象)。青色申告で5棟10室以上の貸付は、貸借対照表及び総勘定元帳を作成する等、一定の条件を満たせば65万円の控除が可能です(通常は10万円)。
	不動産の売却	売却代金から購入価額と売却時の費用を差し引いた利益に税金がかかります。不動産の売却損失は原則として他の所得と相殺できません。
	株式の売却	原則、申告が必要です。証券会社に特定口座の届出をした方は申告不要(譲渡益の10%課税)ですが、損失の繰越(3年)を受ける場合は申告が必要です。また、申告分離課税を選択すると、配当所得と上場株式等の譲渡損失との損益通算及び繰越控除が可能です。
	年金受取り	65歳未満だと最低70万円、65歳以上だと最低120万円が控除できます。平成23年分から、年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下の場合には確定申告が不要となります。
	贈与税	「相続時精算課税制度」や「配偶者控除(マイホーム2000万円の非課税)」の適用には税額がゼロでも確定申告が必要となります。また、非課税枠110万円を超える贈与と、父母や祖父母から住宅取得に要する贈与の非課税制度(平成23年分は、1,000万円が上限)にも確定申告が必要です。
	消費税	平成21年の課税売上高が1,000万円を超えると、納税義務を有します。
還付申告が可能(1月1日から3月15日までの期間) 	医療費控除	年間の支払い医療費のうち10万円超の部分を控除でき、同居家族分も合算できます。医療費は、①通院の電車・バス代(タクシーは原則不可)、②マッサージ指圧師による治療代、③子供の歯並び矯正費用なども含みます。いずれも確定申告書に領収書の添付が必要です。
	住宅ローン控除	ローンでマイホームを購入した場合、1年目は確定申告が必要です。2年目以降は年末調整で控除できます。控除額は、年末ローン残高の1%(認定長期優良住宅に該当する場合は、1.2%)です。平成23年の年末ローン残高の限度額は、4,000万円となります。また、所得税から控除しきれなかった金額があるときは、翌年度分の個人住民税から控除できます。
	地震保険料控除	損害保険契約等について支払った地震等損害部分の保険料がある場合、最大5万円の所得控除を取ることができます。
	寄付金控除と税額控除	震災関連寄付金※とその他の特定寄付金との合計額のうち、2千円超の部分を所得から控除できます(所得金額の80%が限度(その他の特定寄付金は40%が限度)。また、震災関連寄付金の一部は、選択適用で、2千円超の部分の40%の税額控除も可(所得税の25%が限度)。いずれも確定申告書に領収証等を添付することが要件。※震災関連寄付金とは、平成23年3月11日から平成25年12月31日の期間に、国や被災地の地方公共団体に直接寄付した義援金の他、義援金が募金団体を通じて最終的に国または被災地の地方公共団体に拠出されることが明らかなものをいいます。

※3月号は確定申告の時期のためお休みさせていただきます。

(民部 佑樹)